

# 宣命冒頭書式における「現(御)神」「明神」の訓

根 来 麻 子

はじめに

『統日本紀』所収宣命(以下、統紀宣命と略する)には、具体的な詔の内容に先だつて、今から発布される天皇の命令をよく聞くことを臣下に求める内容の一文(以下、冒頭書式と呼ぶ)が置かれることがある。そのひとつに、以下のようなものがある。

現御神<sup>止</sup>大八嶋国所知天皇大命<sup>止</sup>良麻呂詔大命<sup>乎</sup>集待皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食<sup>止</sup>詔。(第一詔)

明神大八洲所知倭根子天皇大命<sup>止</sup>良麻呂親王王臣百官人等天下公民衆聞宣。(第十九詔)

この種の冒頭書式において、天皇は「現(御)神」「明神」という語によって、「神」としての属性を賦与される。論者は前稿において、統紀宣命における「現(御)神」「明神」

のあり方、および両者の関係について考察を加えた。<sup>2)</sup>以下の概略を示し、本稿における問題提起の端緒としたい。

「現(御)神」は、文武天皇元年(六九七)から延暦八年(七八九)の間に発布された六十二詔の宣命のうち、文武元年のものから天応元年(七八二)のものまでの十八詔に用いられている。対して「明神」は、天平宝字元年(七五七)の養老令施行以降に発布されたものうちの五詔においてのみ現れる。養老令施行以降に突如「明神」が現れてくるのは、養老令詔書式において「明神」ではじまる冒頭書式が正式な規定として定められたことと連動している。<sup>3)</sup>ただし、「明神」が完全に「現(御)神」にとつて代わったわけではなく、養老令施行以降も両者は併用されている。その在りようの意味は、およそ以下のようなことであった。

養老令詔書式には、正式な規定として「明神」に始まる

宣命冒頭書式が五条定められている。それらは令義解によると、各々どういった内容の詔に用いるべきかが定められていた。養老令施行後の実際の詔に用いるべきかが定められて、用いるべき冒頭書式が養老令に規定されている内容の詔の場合には「明神」が、そうでない場合には「現(御)神」が用いられているとみてよいものであった。「現(御)神」とは、「現人神」「現人之神」(『日本書紀』)に代表されるような神と人との関係性の認識に立ち、天皇は仮に人の姿をとつてこの世に現れた神である、という理解を示す用語であると思しい。それが、養老令施行以前の宣命の中に專用されていることからすれば、そもそも宣命冒頭書式において必然性をもって選択されたのは、「明神」ではなく「現(御)神」であると理解すべきである。養老令施行後も依然として「現(御)神」が併用され続けたのは、「現(御)神」こそが、宣命冒頭書式における天皇の形象に適うべく選び取られた語であり、「明神」とは、令の規定の影響を受けた、いわば後付の表記であるからであった。

以上に述べたところの指摘をふまえて、本稿では、「現(御)神」「明神」の両者が如何なる倭語を書記したもののなかを考察する。宣命における表記と訓との関係を考えるとき、宣読すべき倭語がまずあって、それを書記した結果として表記があるとみてよい。漢文体で書かれた文章にお

いて、その文字列を倭語に訳読した結果として訓があることは、本質的に異なる。今、宣命において「現(御)神」「明神」を如何様に訓むかと問うことは、ただ訓の問題にとどまらず、宣命というテキストが天皇をどういったものとして位置づけているのかを問い直すことに繋がるであろう。

以下、まずは「現(御)神」について現行訓を再検討し、その上で、養老令施行以降に現れる「明神」表記との関係、および「明神」の訓に言及したい。

#### 一 「現(御)神」現行訓の再検討

現行のテキストでは、「現(御)神」は「アキツミカミ」と訓じられている<sup>4</sup>。この訓は賀茂真淵によって提唱され定着をみたもので、それ以前は「アラミカミ」と訓じられていた。印本『続日本紀』(一六五七年)には、宣命第一詔冒頭の「現御神」に「アラミカミ」とあり、『万葉緯』(一七一九年か)所収の中臣寿詞における「現御神」にも「アラミカミ」という付訓がなされている。「アラミカミ」とはある程度一般性を持った語であつたらしく、『類聚名物考』(一七五三年〜一七八〇年)巻十九神祇部十には、「顕神」という語に対して「アラミカミ」と訓が記され、「礼祭祭法篇に所謂神ハ顕神也と有て古訓にアラハニノカミといへり思ふにあらみかみといふに同じ」と説明が施される。宣

命の「現(御)神」についてはなく礼記の「顕神」に関する記述ではあるが、「思ふにあらみかみといふに同じ」という書き方からして、「アラミカミ」という語形が既成のものとして存在していたことをうかがわせる。宣命における「現(御)神」という文字列は、真淵以前には「アラミカミ」を書記したものと理解されていたと思しい。

この従来訓「アラミカミ」に対して、真淵は『延喜式祝詞解』(一七四六年か)において次のように疑義を呈した。

万葉二明津神ト有ニヨレハ、明神、顕神ト有ハ、共ニアキツカミト訓スヘケレド、暫旧習ニ従テ訓セリ(後略)

出雲国造神賀詞にみえる「明御神」に対する注釈の一節である。「顕神」について「明神」同様「アキツカミ」への改訓を示唆しつつも、ひとまずは旧来のアラミカミ訓に従う、とする。ここで真淵が「顕神」というのは宣命の「現神」のことであると思われ、「旧習ニ従テ」とあるところに、「現神」へのそれ以前の訓が「アラミカミ」で通行していたことがうかがえよう。

この時点では完全な改訓を躊躇った真淵であったが、後に『祝詞考』(一七六八年)において、

万葉に、明津神、吾王と有をば、あきつかみ、わがおほきみ、と訓外なし、然らば公式令に、明神、御大八洲天皇、こ、(論者注…祝詞)に、明御神、宣命に顕

御神と有をも、共にあきづみかみと訓べき也、後世顕御神をも、こ、をも、あらみかみと訓は、言よくもと、のはざるをおもへ(後略)

と「アキヅミカミ」への改訓を提唱するに到る。またその後宣長との間に交わした宣命に関する書簡(『統紀宣命辞不審』(一七六九年))においても、

現御神アラミカミ止云々、コハ日本武尊ノ現人神之子也ト名告り玉ヒシト同意ニテ、天皇ハ顕見人ニシテ、神ナルユエニカク申スカ

という宣長の問いに対し、

紀の現人神は、漢文に人を添たれば、猶万葉の明神に依てあきつ神と唱ふへし、神代紀に、顕露をあらはにとよめるのみ、顕世をあらといふ拠とすれど、言の様、あきつ神の方雅にて、古意とおほしき也

と、「アラミカミ」訓を退け、「アキツカミ」訓を推奨する回答を返している。

これら一連の論において真淵が改訓の根拠としたのは、万葉集卷六・一〇五〇の「明津神」に対する訓「アキツカミ」であった。

明津神 我が大君の 天の下 八島の中に 国はしも 多くあれども 里はしも さはにあれども…

この「明津神」には、本文にも訓にも異同がない。真淵は

ここを根拠として、祝詞・宣命など他の文脈における「明神」、そして「現(御)神」への訓としても「アキツカミ」を適用してよいとしたのである。

この師の説を受けて宣長は、宣命の「現御神」について現御神<sup>上</sup>は、阿伎都美加微登と訓べし、此訓の事、出雲国造神寿後釈にいへり、明御神明津神なども書り

〔『統紀歴朝詔詞解』一卷〕

と述べ、美称の「ミ」を含む「アキツミカミ」のかたちを「現御神」の訓として採用した(真淵は「アキツカミ」とも述べるが、以下本論中では「アキツミカミ」で統一する)。以来現在まで、ほとんどのテキスト・注釈書がこの訓に従うところとなったのである。

しかし注意すべきは、真淵が改訓の根拠とした「アキツカミ」訓は、あくまで万葉集の「明津神」という文字列に対するものだという点である。「現(御)神」という異なる文字列の訓として適用してよいのかどうか。両者が同一の倭語を書記したものだという確証はないのである。そもそも、万葉集の例を宣命の例に直ちに当て嵌め得るのか。

これらの点については真淵も宣長も触れていないが、慎重にならねばなるまい。また、旧訓「アラミカミ」が退けられる理由としても、「言よくもと、のはざるをおもへ」(『祝詞考』)「言の様、あきつ神の方雅にて、古意とおほしき也」

(『統紀宣命辞不審』)というように、倭語として「雅」でない、ということが挙げられるのみで、退けられねばならなかった積極的な理由は述べられない。すなわち、「現(御)神」の訓を「アラミカミ」から「アキツミカミ」へと改訓すべき決定的な理由は、実は示されていないと言わねばならない。とすれば、「現(御)神」の訓がどうあるべきか、今一度検証が必要だろう。論者は、以下述べる理由から、旧訓「アラミカミ」が顧みられるべきだと考える。

## 二 「現(御)神」と書記されたもの

### 二・一 「現」の字義と訓

まずは「現(御)神」という表記の面から、この文字列が如何なる倭語を書記しようとして選択されたものなのか検証していこう。「現(御)神」の「現」字は、

見露也(中略)現<sup>※</sup>(『広韻』)

というように、「見」字の俗字である。意味的には「露」字と通じ、隠れているものが表に出る意を表す。

縷乱恐 風来 衫輕羞 指現

故穿 双眼針 時縫 合歎扇

(梁劉孝威「七夕穿針詩」(『芸文類聚』卷四))

の「現」は、衣が軽いので風に煽られ袖口から指があらわになってしまふことをいう。また、

杜口毗邪、以通得意之路

(梁 王簡棲「頭陀寺碑文」『文選』卷第五十九)

李善注「杜口毗邪、現默然而得意」

の場合は、あの世に対する現世を示す。

このような「現」字に対する訓としては、『類聚名義抄』

(観智院本)に「現 アラハルス ウツ、ナリ ミル ウツ

クシフ イチシルシ」といったものがあげられ、実際の古

訓にも「見 現アラハルス」(永和四年本『法華経音義』下)、「現

厳猛色」(兼右本『日本書紀』卷第二十・敏達天皇十二年

是歳)の例がみられる。また以下みるように、宣命・万葉

集では「アラハス」「アラハル」「ウツツ」「ウツシ」の用

字として用いられることがほとんどである。

まず宣命では、今問題とする「現(御)神」と、「ゲンザイ」

と音読みされる「現在」を除く「現」字の用例すべては、「ア

ラハス」「アラハル」の用字として用いられている。

今乃定乃間乃念乃見乃定乃天乃授乃賜乃所乃漸乃々乃 現あつは念念定定不不賜賜勅

御命乎諸聞食上勅。 (第三十一詔)

猶人方不不奏奏在在心心中中悪悪垢垢濁濁在在人人必必天天地地現あは示示給給

物物。 (第四十四詔)

一例目は、天が授けてくださる皇太子に相応しい人がそのうちに出現するだろうから、今時期尚早のうちに定めることとはしないのだ、と述べる文脈である。出現を意味する「あ

らはる」が「現」の字で記されている。二例目は、和気清麻呂・虫虫姉弟を退却させる内容で、誰かが敢えて論わなくても、心の中でよからぬことを考えている者は、天がその悪心を暴露するものなのだ、と述べる。心中を暴露する意味での「あらはす」が「現」字で記されている。

万葉集での「現」字は、「この世」と訓まれる「現世」(巻四・五四一)以外はすべて、「ウツツ」「ウツシ」の表記としてある(七例)。

ますらをの 現うつし心こころも 我はなし 夜昼といはず 恋

ひし渡れば (巻十一・二三七六)

現うつし毛も 夢にも我は 思はずき 古りたる君に ここ

に逢はむとは (巻十一・二六〇一)

一例目「うつし心も 我はなし」とは、恋によって現実の感覚がなくなっていること、二例目の「うつつ」は、夢に対する現実のことをいう。

「現」字とは、隠れているものが表にあらわれる意味を基本としつつ、現実や現世を示し、「アラハス」「アラハル」や「ウツツ」「ウツシ」といった倭語と結びつくものである。

## 二・2 「現(御)神」表記に対応する倭語

こうしてみると、「現(御)神」に対する真淵以前の旧訓が「アラミカミ」とあるのは、「現」字の字訓をふまえて

のことだと推察されよう。「アラミカミ」の「アラ」の部分に、「アラハル」「アラハス」の用字として用いられる「現」字を充てたという理解である。「アラミカミ」とは、「アラハル」「アラハス」を派生する語基「アラ」に、「ミ（御）」と「カミ（神）」が下接した語構成であるとみてよい。

「アラミカミ」と同じく、「アラ」に名詞が下接する構成を持つ語の例としては、「乃顕之曰、「於神日本磐余彦天皇之陵奉馬及種々兵器。」」（北野本『日本書紀』卷第二十八・天武天皇元年七月）や「露身」（『東大寺諷誦文稿』）、「安良多末の年行き反り」（万葉集卷二十四四九〇）などがある。一例目の北野本『日本書紀』では、高市県主許梅が神懸かりする場面の「顕之」に「アラコトシ」と訓がある。「アラコトシテイハク」と訓むと思しく、本来姿を表さないはずの神の言葉を人間の口で仮に伝えて言うには、の意と理解できる。二例目の「アラミ」は裸のことである。三例目「アラタマ」は、掲出は枕詞の用例であるが、原義は倭名類聚抄に「璞玉末不理也」とあるように、土中から掘り出したばかりでまだ磨いていない状態の玉をいう。「アラタマ」の「アラ」は、土の中に隠れていたものが表に出る意であろう。「アラガネ」の「アラ」なども同義とみられる。阪倉篤義氏によれば、「アラ」とは動詞「アル（在る・生る・荒る）」と対比されるもので、「aによる名詞は、

やや抽象的に、さうした動作・作用の本質を抽出し、その実現されてある情態を意味するもの」である。「アラ」とは、ふだん隠れているものが敢えて表に出ること、その状態を表すものとみてよい。そうすると、語基「アラ」の持つ語性と、前にみた「現」字の字義は、「隠れたものが表に出る」という意味において符合しており、「アラミカミ」を書記した文字列として「現（御）神」があると理解することは、字訓から考えて自然であるといえよう。

一方、真淵の改訓に従って、「アキツミカミ」を書記したものが「現（御）神」だと想定した場合、書記したい倭語の意味と、表記に用いる文字の字義との間に懸隔が生じることになる。「アキツミカミ」の語構成は「アキ」＋連体助詞「ツ」＋「ミ」＋「神」とみられるが、「現」字には、「アラハス」「アラハル」の訓は充てられても、「アキ」（あるいは「アキツ」）の訓を充てた例は管見のかぎり見出せない。また実際、「アキ」の語性と「現」字の字義との間には、積極的な結び付きを見出し難い。

「アキ」を語基に持つ語の用例は、「御心を安吉良米たまひ」（万葉集卷十八・四〇九四）「磯城島の大和の国に安伎良気伎名に負ふ伴の緒心努めよ」（卷二十四六六）など「アキ」＋接尾辞「ラ」のかたちで多くみえる。一例目の「御心を安吉良米」は、心を晴らす意、二例目の「安

伎良気伎「名」とは、長歌にある「あたらしき 清きその名」と対応するもので、「天皇にお仕えするべきことが明白な名」として大伴氏の名を讀める。また、「アキ」が直接名詞に複合する「精言安支之比」（真福寺本『日本靈異記』下巻第十二 訓釈）のような例もみられる。これらの例から考えると、「アキ」とは、何も障害物がない状態、その意味ではつきりしていることをいうものと捉えてよい。「現」字は前にみたように「隠れているものが表に出る」意を表すものであるから、そうした点での意味の違いが認められよう。

「アキ」を語基に持つ語にはどのような字が充てられるのかというと、「明」字である。万葉集には「アキラム」が九例、「アキラケシ」が二例あり、計十一例中六例が仮名書き、五例が「明」字で記されている。宣命では、「アキラカニ」が十二例、「アキラケシ」が三例みられるが、すべて用字は「明」が用いられている（「明可上」〈四十一詔〉、「明美」〈五十一詔〉）。『新撰字鏡』にも「昱明也阿支良加爾」とある。また、万葉集の「見明良米」（巻十九・四一八七）は、「アキラメ」の「アキ」の部分に「明」字を充て「ラメ」を仮名で送っており、「明」字と「アキ」が直接結びつく例として参照されよう。

このように、上代文献において「現」字は「アラ」と結

びつきが強く、逆に「アキ」とは結びつきが弱い。「アキ」はむしろ「明」字と結びつく。とすれば、真淵が新訓「アキツミカミ」の根拠を万葉集の「明津神」に求めたことは納得されるが、その結び付きはかえって、宣命の「現（御）神」が、「アキツミカミ」を書記するために選択された文字列ではないことを、逆説的に露呈するのではないか。もとより「明津神」と「現（御）神」が同一の語であるという確証はない。みてきたような字義と語義との関係から考えれば、「現（御）神」は「アラミカミ」を書記したものとみるのが穏当ではなからうか。

### 二・三 「現人神」との関連から

「現（御）神」が「アラミカミ」の表記である可能性をさらに強める例として参照されるのは、「現人あらひと（之）神」という語である。日本書紀の例を挙げる。

「仰視君容、秀於人倫。若神之乎。欲知姓名。」  
王対之曰、「吾是現人神之子也。」

（巻第七・景行天皇四十年是歲）

長人対曰、「現人之神。先称王諱。然後応善。」  
天皇答曰、「朕是幼武尊也。」長人次称曰、「僕是一言主神也。」  
（巻第十四・雄略天皇四年二月）

一例目は、蝦夷に名を問われた日本武尊が答える場面であ

る。日本武尊の容姿のすばらしさを見た蝦夷が「若し神か」と問いかけると、対して日本武尊は自身のことを「現人神之子」と称する。父である景行天皇について、神が人の姿をとって現れた「現人神」であるとし、自分はその子であるというのである。また二例目は、一言主神である「長人」が天皇の問いに対して言った言葉であり、一言主神が雄略天皇のことを「現人之神」と称する。「現人神」には『日本紀私記』丙本に「現人神」と「アラヒトカミ」の訓があり、当該の語形が少なくとも平安期には存在していたことが認められる。これらの例から分かるように、「現人(之)神」とは、「現実に姿を現している神」として天皇を讃える語である。

また『統日本後紀』仁明天皇条には、興福寺の大師らが天皇の四十歳を賀して様々な祝いの品を奉ったときに添えた長歌に

：我国之聖<sub>乃皇</sub>、尊<sub>毛御坐</sub>、日宮<sub>聖之御子</sub>、天下<sub>尔御</sub>  
坐<sub>天</sub>、御世<sub>御世</sub>、相承襲<sub>乃</sub>、每皇<sub>成給御坐</sub>、  
現人神<sub>成給御坐</sub>、

(卷十九・嘉祥二年三月)

とある。ここでは、天皇は一代ごとに「現人神」となるものと捉えられている。天皇に対して「神」たる属性を与える語としてあり、使用される文脈が宣命のそれと近似している点で注目される。

このように、「アラ」という語基を持つ「アラヒト(ノ)カミ」の語形が、天皇を神と表現する文言として存在し、その「アラ」の部分の表記として「現」字が用いられているということは、「アラミカミ」という倭語が天皇を神と讃える表現としてあり、「現(御)神」はそれを書記したものであると理解する妥当性をさらに後押しするものである。そもそも「現(御)神」の語義は、諸注釈において「現人神」と同様に解されている。『統紀歴朝詔詞解』では、「天皇は、世に現しく坐ます御神にして、天の下をしるしめすよし也。景行紀雄略紀に、現人神とあるも、同じ意也」というように、まさに「現人神」と同義のものとして理解されているし、新日本古典文学大系も、訓みは「アキツミカミ」とした上で「現世に姿をあらわしている神の意」との理解を示す。すなわち、「現人神」をも含めて「現」字の字義から帰納した意味を、「アキツミカミ」という倭語の意味として対応させるものである。しかし述べてきたように、「現」字と「アキ(ツ)」との結びつきは弱い。「現(御)神」という表記が「現実に姿を現している神」という意味を示しているとは理解することは字義の面から妥当であるが、それに対応する倭語として「アキツミカミ」を措定することは、ここまでに述べてきたような理由から相応しくないとはいえよう。とすれば、「現(御)神」という表記から帰納



される意味とより整合する「アラミカミ」こそが、宣命において使用された倭語だと考えるほうが、自然な理解なのではなからうか。

### 小結

「現」字には語基「アラ」を持つ訓（アラハル・アラハス）が充てられ、実際、字義と語義とが整合すること、また、天皇に対する讚美表現として、「現」を共有する「現人（之）神」という類似表現があることから、「現（御）神」という文字列で書記されたものは、「アキツミカミ」ではなく「アラミカミ」であるとみてよい。「アキ」と「現」字との結びつきは、「アラ」と「現」字との結びつきに比べて弱く、「アキツミカミ」を書記する際の用字として「現」字が選択されたと想定することは難いと言わねばならない。新訓として提唱された「アキツミカミ」は、「明津神」の訓としての整合性は納得されるが、「現（御）神」の訓としては認めがたいものである。

統紀宣命の最初である第一詔・文武即位宣命には「現御神」とあり、「アラ」に「現」字、「ミ」に「御」字、「カミ」に「神」字が逐語的に充てられている様相がうかがえる。ここをもし「アキツミカミ」を書記したものだと考えると、連体助詞「ツ」が記されていないことになるが、第

一詔内部の表記をみると、助詞「ツ」は仮名で記されている。「ツ」を持つ語彙としては「アマツカミ」と「アマツヒツギ」の二語がみえる。「アマツカミ」は、統紀宣命中の他の四例はすべて「天神」と助詞「ツ」の表記を持たないのに対し、第一詔のみ「天都神」と「ツ」が記される。また「アマツヒツギ」も、全二十七例中十五例が「天日嗣」と「ツ」の表記を持たないのに対し、第一詔では「天津日嗣」と「ツ」が記される。こういった第一詔の書き様の中

にあつて、「アキツミカミ」に限って連体助詞「ツ」が記されなかつたとは考えにくい。また、第一詔では「現御神」というように「御」字が明記される。現行テキストでは「アキツミカミ」と「ミ」を含んで訓むが、万葉集の「明津神」を根拠として理解するならば、語形はあくまで「アキツカミ」でなければならず、「御」字が明記されていることの意味が説明しがたいだろう。

以上のことから、「アラミカミ」——普段は隠れているが仮に姿を現した神——の表記として「現（御）神」という文字列が充てられた、という過程が想定される。真淵以前の旧訓「アラミカミ」は、妥当性のあるものとして顧みられるべきであろう。

### 三 「明神」と書記されたもの

三―「アラミカミ」の表記としての「明神」

ここまで、「現(御)神」は「アキツミカミ」ではなく「アラミカミ」を書記した文字列であることを論述した。では一方、養老令施行以降に現れてくる「明神」は、如何なる倭語を書記したものと考えるべきか。

確かに万葉集の「明津神」と「明神」は、連体助詞「津」の表記を持つか持たないかの相違があるだけで、近似している。また前章でみたとおり、「明」字と語基「アキ」を持つ語は結び付きが深いから、「明神」は「アキツカミ」と訓める。従つて、字訓のみを踏まえて考えるならば、「現(御)神」「明神」はそれぞれ、「アラミカミ」「アキツカミ」と訓みわたるのが穩当、ということにはなろう。

しかしそれが果たして、宣命の実際に則しているかといえば、慎重を期すべきである。前に論じてきたように、「現(御)神」は「アキツミカミ」を書記したものではない。そうすると、「現(御)神」だけで表記が占められていた時期―すなわちそれは「明神」の登場に先行する―において、「アラミカミ」こそが、宣読される倭語であつて、それが「現(御)神」とのみ書記されていたのであつた。その後時期を経て、養老令に「明神」の使用が指示されるわけだが、こ

の令が、倭語「アラミカミ」を改め「アキツカミ」とし、さらにその上で表記も「明神」を用いよという、まったく別語・別表記を命じたものであつたと解釈すべき妥当性はおよそ見出せない。

そもそも、大宝令には「明神」という文言はなかつたと思しい。その一方で、大宝令施行下における実際の宣命には「現(御)神」が用いられていた。実際の宣命と令文との関係を考えれば、神野志隆光氏が「宣命は、令文によるのではなく、自らの展開のなかで独自の即神思想の表現を結実させてくるのであり、むしろ、そこから逆に養老令文に「明神」という文言が定着するにいたると見るべきではないか」との見解を示される通りであろう。養老令文における「明神」は、実際の宣命における「現(御)神」の延長線上に位置づけられるものとみてよい。それならば、養老令施行時点から突如それまでの「現(御)神」を捨て、「アキツカミ」へと語そのものを変更してしまふということは想定し難い。冒頭書式というある意味で定型化した一文における表現のひとつが、突如変更されることは他に例をみない。あくまで「アラミカミ」という倭語に対する表記の問題として、「現(御)神」と「明神」との関係は把握されるべきであろう。

この見方を支持する資料として、上代文献の「明神」に

表 上代文献における「明神」の古訓と注釈書の訓

文献名	古写本名	訓	古写本の年代
日本書紀	北野本① (卷二十五)	アラミカミ	院政初期
	北野本② (卷二十五)	アラミカミ/アラミカト	院政初期
	釈日本紀	アラミカミ	一二七四
	北野本③ (卷二十九)	アラミカミ	鎌倉期
	穂久迺文庫本①	アラミカミ	一四九六
	穂久迺文庫本②	アラミカミト/アラミカト	一四九六
	穂久迺文庫本③	アラミカミ	一四九六
	穂久迺文庫本④	アラミカミ	一四九六
祝詞	ト部兼永自筆本	明御神 <sup>ミツ</sup>	一五二三
日本書紀	兼石本①	アラミカミト	一五四〇
	兼石本②	アラミカミト/アラミカト	一五四〇
	兼石本③	アラミカト/アラミカミト	一五四〇
	兼石本④	アラミカミト	一五四〇
祝詞	ト部兼右自筆本	明御神 <sup>ミツ</sup>	一五四二
日本書紀	内閣文庫本①	アラミカミト	慶長頃
	内閣文庫本②	アラミカミト/アラミカト	慶長頃
	内閣文庫本③	アラカカミト/アラミカミト	慶長頃
	内閣文庫本④	アラミカミト	慶長頃
宣命	印本	アラシカミ	一六五七
祝詞	延喜式祝詞解	アラシカミ	一七四六
日本書紀	日本書紀通証	アラシカミト	一七六二
祝詞	延喜式祝詞考	アキツミカミ	一七六八
日本書紀	書紀集解	アラシカミト	一七八五
祝詞	出雲国造神寿後釈	アキツミカミ	一七九六

対する古訓の様相がある(上記表)。概観するに、「明神」という文字列にも一律「アラミカミ」訓が付されていることが注目される(宣命には付訓を持つ古写本が殆どないので、『日本書紀』にみえる詔や、出雲国造神賀詞にみられる、宣命と類似する文脈の「明神」の古訓も対象として用例を収集した)。

こうしてみると、前述した真淵『延喜式祝詞考』が改訓を提唱する以前には、一律「アラミカミ」訓であったことが知られる。<sup>14)</sup>「現(御)神」に対する古訓も真淵以前は「アラミカミ」であったが、「明神」に対する古訓もまた「アラミカミ」なのである。この様相は、「明神」という文字列も「現(御)神」同様に「アラミカミ」を書記したものと受けとられていたことを示すものではないか。「アキツ(ミ)カミ」という訓が真淵以前には全くみえず、一律「アラミカミ」(「アラミカト」「ミアラ」も一部あるが、いずれにしても「アラ」系の訓)ばかりであるという事実は、当該訓の蓋然性を高めるひとつの証左となろう。

宣命	詔詞解	アキツミカミト	一八〇三
祝詞	延喜式祝詞講義	アキツミカミ	一八四八

※江戸時代以前の資料を対象とした。

※ひとつの文献に複数箇所用例がある場合は、丸数字で示した。

※網がけを施したところが「アキツ(ミ)カミ」訓である。

### 三・二 漢語「明神」と宣命の表記選択態度

そもそも「明神」とは漢語である。漢籍における「明神」は、人事を掌握する絶対的な存在のことを指す。

昊天上帝 則不<sub>レ</sub>我虞 敬<sub>レ</sub>恭明神 宜無<sub>レ</sub>悔怒

〔詩経〕大雅 蕩之什 雲漢

有<sub>レ</sub>滌<sub>二</sub>此盟<sub>一</sub>、明神殛<sub>レ</sub>之。

〔春秋左氏伝〕僖公二十八年

『詩経』の例は雨乞いの場面で、明神を祀っていればその怒りを買って罰をうけるようなことはないだろうに、なぜ日照りという憂き目に合うのか、と嘆く。また『春秋左氏伝』の例では、明神は盟約に背いた者を殺すものとして描かれる。人間の運命そのものを掌握する存在としてあるのが、漢語としての「明神」である。

こういった「明神」を、「現<sup>あらみ</sup>(御)神」の漢籍的な表記として持ち出したのが、養老令文、そしてそれを受けた養老令施行以降の宣命における「明神」ではなかったか。養老

令文が漢文体を志向することは前稿で述べた。

「アキツカミ」という倭語を書記する際に、

逐語的に「アキ」(あるいは「アキツ」)には

「明」を、「カミ」には「神」を、というよ

うに用字を選択した結果「明神」という文字

列が出来上がったとみるよりは、漢語の熟語

である「明神」をひとかたまりのものとして、倭語

「現<sup>あらみ</sup>(御)神」の新たな表記として据えたというのが実際の

ところではなからうか。

宣命において、ある倭語の表記として漢語を採用するこ

とはしばしばみられる。例えば「アマツヒツギ」。

挂畏我皇天皇斯天日嗣高御座<sup>万</sup>業<sup>手</sup>受賜<sup>長</sup>仕奉<sup>止</sup>負賜<sup>開</sup>頂<sup>亦</sup>

受賜<sup>理</sup>恐<sup>理</sup>進<sup>毛</sup>不知<sup>毛</sup>退<sup>毛</sup>不知<sup>亦</sup>恐<sup>美</sup>坐<sup>止</sup>久

(第十四詔)

のように、「アマツ」に「天」を充て、「ヒツギ」に「日嗣」

を充てる、といった逐語的な表記法が多数を占める一方で、

朕以幼弱身承鴻業<sup>恐</sup>畏<sup>長</sup>進<sup>毛</sup>不知<sup>毛</sup>退<sup>毛</sup>不知<sup>亦</sup>所念<sup>波</sup>……

(第四十九詔)

というように、漢語「鴻業」を充てる例がみられる。「鴻業」

は「朕承<sub>三</sub>太祖鴻業<sub>一</sub>、奉<sub>三</sub>宗廟<sub>二</sub>二十五年」(『漢書』卷十

成帝紀)のように皇位を指すが、「鴻」は『詩経』幽

風・九罭「鴻飛遵<sub>レ</sub>渚」の鄭箋に「鴻 大鳥也」とあるよ

うに、もとは大きな鳥を指し、『論衡』卷三十・自紀第

八十五に「蓋賢聖之材鴻、故其文語、與俗不通」とあるように、ものごとの偉大なることを示す。倭語「アマツヒツギ」の持つ、「天」に連なる皇統としての概念とは、当然ながら同質ではない。にもかかわらず宣命は、「鴻業」字の訓詁とは直接結びつかない倭語「アマツヒツギ」の表記として「鴻業」を採用しているのである。それは、「アマツヒツギ」と「鴻業」とがそれぞれ「帝位」を指すという点で、意味するところの重なりを有するからであろう。他にも、「オホミコト」の表記としての「大御言」（十三詔）と「詔旨」（四十八詔他）、「オホミオヤ」の表記としての「大御祖」（十三詔）と「皇太后」（十九詔他）、「アメノシタ」の表記としての「天下」（一詔他）と「国家」（二十七詔他）なども、逐語的表記と漢語表記の両者が行われている類例として挙げるができる。

このように宣命においては、ある倭語を記す際、意味の重なりを持つ漢語を表記として採用することがしばしばある。その際、倭語そのものと、表記として採用された漢語との逐語的な結びつきの有無は重要視されない。「明神」という文字列も、「アキツカミ」という倭語の逐語的な表記と捉えるよりは、「アラミカミ」というひとのかたまりの倭語に充てた漢語表記であると理解すべきである。養老令詔書式は、実際の宣命で用いられていた「現<sup>あらみかみ</sup>御神」とい

う語を新たに令として規定する際、令文の漢文体に合わせ、漢語「明神」をその表記として採用したと考えられる。とはいえ、養老令文への「明神」表記の採用が、表記体に合わせただけの選択であったと捉えることは正しくないだろう。稲岡耕二氏が「現神」が現世に姿をあらわした神を表現するのに対し、それを踏まえていつそうその徳を称する表現として「明神」が誕生したと考えるのが穏やかだと思う<sup>15</sup>と指摘されるように、漢語「明神」の持つ概念が少なからず意識されていたのではないか。天皇を「神」として讃えるとき、その「神」の内実として「明神」の概念——人事を掌握する絶対的な存在——を付加することによって、さらなる天皇讚美の表現が、養老令文の中に定位されたのみでよい。『日本書紀』大化二年三月条には、「現<sup>16</sup>為明神御八嶋国天皇」という形の冒頭書式をとる詔がみえる。仮に逐字的に訓読するとすれば「現<sup>16</sup>つに明神と為る」となり、現実<sup>16</sup>に姿を現している「明神」として天皇をとらえる意識が端的に表れたものとみることができ。普段姿を現さない神が仮に人の姿をとって出現しているのが天皇である、という基本的な表現内容はそのままだに、その「神」の内実にさらなる讚美要素を加えたものが、養老令詔書式に規定された「明神」表記であったと位置づけることができよう。ただ、養老令詔書式が漢語「明神」の概念を意識しつつ

作成されたものであったとしても、実際の宣命で「明神」が用いられる際に、漢語「明神」の概念がその都度意識されていたかといえ、それは当たらないと思われる。実際の宣命で「明神」が用いられるのは養老令の規定に則ったまでで、そこでの「現(御)神」「明神」は、あくまで倭語「アラミカミ」の表記として同質であったと捉えるのが穏当であらう。

### おわりに

以上本稿では、宣命冒頭書式における「現(御)神」が「アラミカミ」と訓まれること、そして養老令施行以降にあらわれてくる「明神」もまた、同一の倭語を書記したものであるとして「アラミカミ」と訓まれるべきものであることを述べてきた。「現(御)神」とは、天皇をこの世に姿を現している神として捉える表現であり、初期宣命において既に成り立ったものとしてあった。そこへ、養老令詔書式において漢語「明神」が新たな表記として規定され、その規定に従って実際の宣命にも「明神」が用いられるようになった。つまり「現(御)神」「明神」とは、両者とも「アラミカミ」という倭語の表記であると理解されるべきである。西澤一光氏が「宣命が現わしだす世界は、一方的かつ絶対的な權威を以て「大御命」を下賜する「天皇」と、それを「聞く」

「諸」とでつくり出される秩序で貫かれているのである。しかも、その枠組みは、様式的な堅固さで成り立っており、「大命」の内容如何に関わらず不変のものとして現われているのである」との理解を示されるとおり、冒頭書式といわば、宣命を宣命として成り立たせる重要な枠組みである。その冒頭書式の中で天皇を「アラミカミ」と表現することは、宣命の諸処にみえる「神ながら思ほしめさくと詔りたまふ」という表現にみられるような、天皇の神ながらの思惟として詔を權威づけることと不可分である。それゆえそれは、宣命というテキストにおいて不変のものと捉えられるべきである。「アラミカミ」を書記するにあたり「現(御)神」という文字列が選択され、さらに養老令文によつて、漢語的な表記のバリエーションとして「明神」が加わった、という過程を想定するのが、宣命の在りようの実際に見合った理解だと考えられる。

さて、宣命における「現(御)神」「明神」が、「アラミカミ」という同一の倭語を書記したものであるとする本稿での考察結果は、万葉集巻六・一〇五〇冒頭にみえる「明津神」という語に対する視座を左右することになる。現在までは、宣命における「現(御)神」「明神」は万葉集の「明津神」を根拠として「アキツミカミ」と訓まれ、一〇五〇における「明津神」の使用はむしろ、宣命や詔書式の用語を歌に

用いたものであるとの理解が示されてきた。<sup>18)</sup>しかし、宣命における「現(御)神」「明神」が「アラミカミ」を書記したものとすれば、一〇五〇の「明神神」<sup>あきつかみ</sup>は宣命の「現(御)神」「明神」とは別個の語として、その意義が問われなければならぬ。宣命や詔書式の用語を借用したものであるという理解を離れて、この語が、一〇五〇の福麻呂「久遠京讚歌」において用いられる意義を位置づけ直していかなばなるまい。稿を改めて論じたい。

## 注

- (1) 冒頭書式は、天皇に対して連体修飾表現を持つもの(例「現御神<sup>止</sup>大八嶋国所知天皇<sup>止</sup>大命<sup>止</sup>集侍皇子等王等百官人等天下公民諸聞食<sup>止</sup>詔」(第一詔)、天皇に対して修飾表現を持たないもの(例「天皇<sup>止</sup>大御命<sup>止</sup>勅大御命<sup>止</sup>衆聞食<sup>止</sup>勅」(第二詔))に大別される。冒頭書式そのものを持たない宣命もある(九詔など)。
- (2) 拙稿「続日本紀」宣命における「現(御)神」と「明神」――両者の使い分けをめぐって――(『文学史研究』四十七号 二〇〇七年三月)
- (3) 神野志隆光「神と人――天皇即神の思想と表現――」(『國語と國文學』第六十七卷第十一号 一九九〇年十一月)
- (4) 国史大系第二卷「続日本紀」(一九三五年十二月 吉川弘文館)、倉野憲司編「続日本紀宣命」(一九三六年十一月 岩波書店)、金子武雄「続日本紀宣命講」

(一九四一年十一月 白帝社)、北川和秀「続日本紀宣命 校本・総索引」(一九八二年十月 吉川弘文館)、新日本古典文学大系『続日本紀一』(一九八九年三月 岩波書店)。

(5) 「現御神」を「アキツミカミ」と訓むことへの不審は、水林彪「現御神」考―初期宣命・「古事記」の天皇観の「側面」―(『思想』八八五 一九九八年三月)によっても示されている。氏は、「アキツミカミ」の代わりに「ウツシカミ」という訓の可能性を示唆しつつも、ひとまず判断を保留している。

(6) 『時代別国語大辞典 上代編』「あらたまの」の項の【考】には、「荒玉」「璞」などの表記から、(中略)掘り出したままにまだ磨いていない玉の意とし、砥石の砥といいかけて年にかかるとする説や、璞の鋭シといいかけて年にかかるとする説が行なわれている」とある。ただし、年のトは乙類であるのに対し、砥石のトは甲類である点で、前者の説には疑問が残る。

(7) 阪倉篤義『語構成の研究』(角川書店 一九六六年五月)二八八頁。

(8) 阪倉篤義『語構成の研究』二四四頁参照。

(9) 毛利正守「入麻呂の皇統意識―近江荒都歌と日並皇子挽歌、それ以前を視野に入れて―」(『上代文学』八十七号 二〇〇一年十一月)

(10) 『倭名類聚抄』にも「現人神 日本紀云、現人神<sup>神名所加良</sup>とある。

(11) 思想大系『律令』（岩波書店 一九七六年十二月）、注

3 神野志論文に指摘がある。大宝令は『令集解』所引の「古記」から文言を復元できるが、そこには「御宇日本天皇」「御宇天皇」とあり「明神」の文言はみえない。

(12) 注3神野志論文。

(13) 『日本書紀』には、大化元年・二年条と天武十二年条に「明神」で始まる詔が記されているが、『続日本紀』

宣命において「明神」の登場してくる時期が、明らかに養老令施行を契機としてのことからすれば、稲岡耕二「日本書紀の「明神」に就いて」（『人文科学科紀要』第九十一輯 一九九〇年三月）がすでに指摘するように、大化・天武年間当時のものではなく、早くとも養老令発布段階（七一八年）での文飾ととらえるべきであろう。

(14) 『日本書紀』北野本・穗久邇文庫本・兼石本・内閣文庫本には、左に「アラミカト」という訓を持つ箇所もある。

(15) 注13稲岡論文。

(16) 注13に述べたように大化年間のものとは認めがたいが、表記の特異性において参照される。「現為明神」は、現行テキストではこの四文字で「アキツミカミ」と訓まれている。

(17) 西澤一光「神話素としての「天皇」」（『國語と國文學』第八十四卷第十一号 二〇〇七年十一月）

(18) 「」こでの福麻呂の使用はこの令の書式を受けたままであつて、神としての天皇の思想は、すでに形骸化して

いたことは作歌の内容によって明瞭である」（吉井巖『萬葉集全注』巻第六 有斐閣 一九八四年九月）、「宣命の權威を借りたこの強調は、逆に天皇と奉仕者達の距離が遠くなっている事を我々に示していると思うのである」（熊野直「最後の宮廷歌―田辺福麻呂―」（『美夫君志』第24号 一九八〇年三月）など。

※本文中の引用においては、旧字は新字に改めた。また、私に傍線や訓点を付した箇所がある。